

『年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書』

《表面》

<p>料金後納 郵便</p> <p>親展</p> <p>○ ○ ○ ○ ○</p> <p>大切なお知らせ</p> <p>差出人  日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸 三丁目5番24号 Japan Pension Service</p> <p>開封前にあて名をご確認ください。 このお知らせを受け取られた方が、あて名記載の受取人でない場合は、開封せず、「誤配」と記入し、郵便ポストに投函してください。</p> <p>② ① ご案内は内側にあります。矢印の方向へゆっくりとねいに開いてください。 (水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)</p>	<p>年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書</p> <p>このたび、下記の理由により 年金生活者支援給付金の支給金額を変更しましたのでお知らせします。</p> <table><tr><td>基礎年金番号</td><td></td><td>受給者氏名</td><td></td></tr></table> <p>◎変更年月、変更後の支給金額及び変更理由</p> <table><thead><tr><th>項番</th><th>変更年月</th><th>変更後の支給金額(月額)</th><th>変更理由</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>法:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)」の略 令:「年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成30年政令第364号)」の略</p> <p>令和3年12月6日</p> <p>厚生労働大臣 印</p>	基礎年金番号		受給者氏名		項番	変更年月	変更後の支給金額(月額)	変更理由																								
	基礎年金番号		受給者氏名																														
項番	変更年月	変更後の支給金額(月額)	変更理由																														

『年金生活者支援給付金 支給金額変更通知書』

《裏面》

年金生活者支援給付金に関するお問い合わせは
『給付金専用ダイヤル』へ



0570 - 05 - 4092

●050から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-5539-2216

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は、午後7:00まで。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

○休日明けや通知が届いた直後は、電話が非常に混雑します。ご了承ください。

○おかけ間違いには、十分ご注意ください。

日本年金機構のホームページでは、年金生活者支援給付金に関する手続き方法などをご覧いただけます。

<https://www.nenkin.go.jp/> [日本年金機構](#) [検索](#)

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構の職員が、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号などをお聞きすることはありません。また、手数料などの金銭を求めるともありません。

不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

このような場合はお手続きが必要となります

日本国外に転居したとき、又は刑事施設等に拘禁された場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。

このような場合は、必ず届出・手続きが必要となりますので、「給付金専用ダイヤル」またはお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にご相談ください。

※手続きは不要ですが、年金が全額支給停止となった場合も年金生活者支援給付金は支給されません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなただの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

年金生活者支援給付金の支払日について

○年金生活者支援給付金の支払日は年金と同じく原則偶数月の15日です。(下表をご参照ください)
ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月	支給対象月	支払月	支給対象月
4月	2月分、3月分	10月	8月分、9月分
6月	4月分、5月分	12月	10月分、11月分
8月	6月分、7月分	2月	12月分、1月分

※原則、年金と同じ受取口座にお支払いします。

○支払日(予定含む)や振込先金融機関等の内容は、変更後の金額でお支払いされる初回の支払月の上旬に「振込通知書」で別途お知らせいたします。

年金生活者支援給付金の支給対象期間について

○年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得等に基づき継続支給の判定を行います。次回の継続支給の判定結果は、令和4年10月分(12月支払)から反映されます。

※右のマークは音声コードです。
目の不自由な方にご自身の給付金の支払に関する情報を音声でご案内します。

